

# 彩の国ロードサポート活動の前に



## ① 清掃活動と美化活動

活動内容には、清掃活動と美化活動があります。

- ① 清掃作業とは、歩道の空き缶、空きビン、紙くずなどの除去です。
- ② 美化活動とは、植樹帯の除草、花の植栽、水やりなどです。

※作業の場所、方法等については、事前に県土整備事務所とご相談ください。

※エンジン・モーター等を動力とする機械の使用、高所での作業など、危険を伴う作業は控えてください。また、これらの作業が必要と考えられる場合は、事前に県土整備事務所にご連絡ください。

## ② 回収したごみの処理

活動によって発生したごみの処理は次のとおり対応してください。

- ① 収集場所、分別方法など、各市町村の指示に従ってください。(認定時の確認書第6条参照)
- ② 放置自転車、家電ごみ等の粗大ごみや危険物は、県土整備事務所が処理しますので、収集せずに県土整備事務所にご連絡ください。

## ③ 活動時の安全対策

道路上の作業は危険を伴います。以下の内容を順守し安全には万全を期してください。

- ① 「安全第一」ですので、歩道内での活動としてください。
- ② 歩道内においても、自転車などとの接触の危険性があります。安全監視員において、事故防止に努めましょう。
- ③ 子供が作業を行うときには、大人が責任者として参加し、事故がないよう指導しましょう。
- ④ 道路(公道)上の活動ですので、歩行者、自転車、自動車等の通行に支障を生じさせないよう十分に注意してください。
- ⑤ 日没時や悪天候(雨天、降雪、濃霧など)時の活動は避けましょう。
- ⑥ 危険物を発見した時は、それに触れないで県土整備事務所に連絡してください。
- ⑦ その他、自己の責任において安全には十分配慮しましょう。作業開始前の安全確認のミーティングを励行しましょう。
- ⑧ 他の団体等が清掃活動等を行っている場合も、協力して活動しましょう。

## ④ その他

活動中の事故に対応するため、県では傷害保険、賠償責任保険に加入しています。

事故が発生したときは、まず、電話で県土整備事務所に通報してください。